

2024年1月3日

各位

金沢信用金庫

**令和6年能登半島地震による預金の払戻等の対応および
「地震被害に関する特別相談窓口」の設置について**

このたびの「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

金沢信用金庫（理事長 広岡 克憲）は、今般の地震の影響による被害や、これに伴う資金繰り等に関しまして下記のとおり対応いたします。

記

1. 預金の払戻等について

今般の地震の被害に遭われたお客さまの預金の払戻等につきましては、個別のご事情を確認のうえ、以下のとおり柔軟なお取扱いをさせていただきます。

対象店舗	全営業店
対象となるお客さま	災害救助法が適用された住所のお客さま
お取引内容	<ul style="list-style-type: none">・預金通帳または印章等を紛失された場合のお支払い・定期預金または定期積金等の期限前払戻のご相談・損傷紙幣等のお引き換え・今回の災害により支払期日を経過した手形（電子記録債権を含む）に関するご相談・その他のご相談

2. 地震被害に関する特別相談窓口の設置

今般の地震に伴う資金繰り等のご相談・ご要望にお応えするため、以下のとおり相談窓口を設置いたします。

窓口設置期間	2024年1月4日(木)から当面の間
設置店舗	事業者のお客さま：14店舗※ 個人のお客さま：全営業店（出張所を含む） ※本店営業部、金石支店、小立野支店、寺町支店、森本支店、米丸支店、 駅西支店、安原支店、宇ノ気支店、粟崎支店、野々市支店、松任南支店、 小松中央支店、大聖寺支店
設置日時	通常の営業日時（土日祝日を除く 9:00～15:00）
対象となるお客さま	当金庫とお取引のあるお客さま 一般のお客さま（当金庫とのお取引のないお客さま）

以上

【本ニュースリリースに関するお問い合わせ先】

金沢信用金庫 総合企画部 経営企画G

〒920-8710 金沢市南町1-1

TEL (076) 231-0147 (ダイヤル)

FAX (076) 231-7966

<http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>